

仕 様 書

1. 件名

豊中市市有施設等で使用する電力調達（高圧）

2. 需給対象、需要設備の概要

別表1 調達施設一覧表のとおり

3. 契約電力、予定使用電力量

別表1 調達施設一覧表のとおり

（ただし、令和6年度実績値のため、見積価格を算出するための参考値とする。また、令和8年4月当初の契約電力は令和8年3月の値とする。それ以降は、契約電力が500kW未満の施設においては、その1月の最大需用電力と前11月の最大需用電力のうち、いずれか大きい値を当該月の契約電力とし、500kWを超える施設においては、別表1の値とする。）

4. 供給期間

令和8年（2026年）4月検針日から令和9年（2027年）4月検針日前日まで

5. 需給地点

対象建物構内開閉器室に施設した本市所有の高圧気中開閉器の電源側接続点

6. 電気工作物の財産分界点

需給地点と同じとする。ただし取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。

7. 保安責任分界点

電気工作物の財産分界点と同じ。

8. 供給の方法

別表1 調達施設一覧表の施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

9. 検針日及び計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

10. 電力量の検針方法

供給会社の検針方法による。

11. 電気料金の算定

電気料金の算定は毎月1月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力に基づく。電気料金は、基本料金と電力量料金に基づく2部料金制とする。

12. 力率

力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とする。単位は、%とし、小数点以下第1位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）。平均力率の算定式は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の供給条件による。なお、入札価格算定時の力率は100%とする。

13. 燃料費調整額等

各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整額及び市場価格調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める特定規模需要電気供給条件によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額、市場価格調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。

14. 電気の安定供給

需給者は、発注者に対し電気の安定供給に努めること。

15. 供給地点特定番号

契約締結後速やかに一覧をExcelデータで提供します。

16. 請求および支払方法

- (1)受注者は、その代金の請求を毎月行うこととし、豊中市は請求書を受理した日から30日以内に、その代金を支払うものとする。
- (2)請求書は一括で資産管理課への提出を基本とするが、必要に応じて各施設に請求すること。
- (3)請求書の他に施設毎の内訳（契約電力、使用電力量、力率、請求額等）を一覧にしてまとめたデータを毎月ダウンロード可能にするか、もしくはメール等で送付すること。詳細については協議によるものとする。

17. その他

- (1)供給実施に際しての条件等詳細については、落札後に締結する電力調達契約書において定める。
- (2)契約期間中における予定使用電力量を契約年間使用量とし、年間の実績使用量が契約年間使用量に対し、一定水準に達しない場合でも料金の追加請求を行わないこと。